

●現場代理人の現場常駐義務の緩和について

今後、令和 3 年度に発生した豪雨等に伴う災害復旧工事（改良復旧工事を含む。以下同じ。）が県下で発注されることに鑑み、令和 7 年 2 月 10 日以降に県が発注する工事に係る現場代理人については、「現場代理人の現場常駐義務の緩和について」（令和 7 年 2 月 6 日付け土総第 660 号）の内容から、更に兼務の緩和ができるものとする。

なお、その際には、別記「現場代理人の兼務に係る特記仕様書（例）」を添付して発注するものとする。

（１）適用対象工事（建築一式工事は除く）

- ① 同一県土整備事務所管内に所在する農林水産部及び土木部等の地方機関並びに市町村が発注する建設工事のうち、兼務する工事の現場が近隣に存在し、同一の現場代理人が管理する上で支障がない工事とする。

ただし、市町村が発注する工事との兼務については、令和 3 年度に発生した豪雨等に伴う災害復旧工事の市町村発注分を 1 件以上含む場合に限る。

- ② 隠岐支庁県土整備局、松江県土整備事務所、雲南県土整備事務所及び出雲県土整備事務所管内に所在する農林水産部及び土木部等の地方機関並びに松江市、出雲市、雲南市、奥出雲町、飯南町、海士町、西ノ島町、知夫村及び隠岐の島町が発注する建設工事で、少なくとも 1 件が令和 3 年度に発生した豪雨等に伴う災害復旧工事である場合に限っては、契約金額が 4,500 万円以上の場合でも 2 件まで兼務可能とする。

ただし、松江市、出雲市、雲南市、奥出雲町、飯南町、海士町、西ノ島町、知夫村及び隠岐の島町が発注する工事との兼務については、令和 3 年度に発生した豪雨等に伴う災害復旧工事に限る。

（２）兼務できる工事の数 [(1) ①の場合]

一の現場代理人が管理できる工事の数は、最大 3 件まで（県の同一機関が発注等するものに限る。）とする。

ただし、兼務する工事のうち少なくとも 1 件が令和 3 年度に発生した豪雨等に伴う災害復旧工事である場合は、5 件程度とする。

●事例毎の可否

(単位：件)

区 分	島根県(各事務所)		市 町 村		合計	可否	否(×)の理由
	通常 事業	災害 復旧	通常 事業	災害 復旧			
パターン①	2			1	3	○	
パターン②	2	1	1	1	5	○	
パターン③	1	4			5	○	
パターン④	3	1		1	5	○	
パターン⑤	3				3	○	
パターン⑥		1		4	5	○	
パターン⑦	2		2	1	5	○	
パターン⑧	2		1		3	×	市町村の災害復旧なし
パターン⑨	4				4	×	通常事業のみは3件まで
パターン⑩		2	1		3	×	市町村の災害復旧なし
パターン⑪	1	2	1	2	6	×	最大の5件を超えている
パターン⑫	1	1	2		4	×	市町村の災害復旧なし

(3) 適用に当たっての留意事項

- ① 兼務する工事は、工事場所が同一県土整備事務所管内の工事とする。
- ② 兼務の承認に当たっては、事前に発注者間において協議・調整を行い、確認事項について相互に了解した旨を書面に残しておくこと。
- ③ 兼務の承認又は不承認の判断は、事前に受注者からの様式1「現場代理人の兼務について(申請)」による申し出を受けて行い、回答は様式2又は様式3をもって行うこと。
- ④ 工事現場の運営、取締り等に支障をきたした場合、その他発注者が必要と認めるときには兼務を取り消す場合があることを、事前に業者に伝えること。

(参考)「現場代理人の現場常駐義務の緩和について」(令和7年2月6日付け土総第660号) 要旨
次の要件を全て満たし、発注者が工事現場の運営取締り等に支障がない場合。

- (1) 兼務する建設工事の契約金額が **4,500** 万円未満(建築一式工事は **9,000** 万円未満)であること。
- (2) 工事現場の相互の間隔が 10 km 程度までであること。
- (3) 発注者又は監督員と常時携帯電話で連絡が取れる状況にあり、発注者等が求めた場合は、工事現場に速やかに向かう等の対応が可能なこと。